

COP11 及び COP/MOP1 前半速報

2005年11月28日（月）～12月3日（土）

カナダ モントリオール

2005年12月7日

松本 仁志

矢尾板 泰久

信岡 洋子

1. はじめに

カナダのケベック州モントリオールの会議場「Palais des Congres de Montreal」にて、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)第11回締約国会議(COP 11)と京都議定書第1回締約国会合(COP/MOP1)が、2005年11月28日から12月9日にかけて開催されている。京都議定書が発効した後の最初の締約国会合である本会合では、マラケシュ合意の採択や将来枠組みの交渉などの動向が世界の注目を集めている。

今回の中間速報においては、前半（11月28日～12月3日）に開催された様々な交渉状況のうち、マラケシュ合意、CDM理事会Q&A、京都議定書3条9条、JI監督委員会、サイドイベントなどを中心に速報ベースで報告する。



(会場)



(プレナリー風景)

初日の歓迎セレモニーは、モントリオールのGerald Tremblay市長及びケベック州のJean Charest州首相のスピーチも後、舞台上に設置された大型スクリーンに暴風雨、洪水、干ばつといった気候変動の影響を伝えるビデオを放映し、そのスクリーンの前に実際に人が演劇するという迫力のある演出によって始まった。

その後、COP 10議長のゴンザレス・ガルシア(アルゼンチン)の開会宣言により、COP11及びCOP/MOP1のプレナリーが開始され、カナダのステファン・ディオン環境大臣がCOP11及びCOP/MOP1の議長に選出された。ディオン議長は、マラケシュ合意を正式に採択し、CDMを含めた京都議定書及びUNFCCCの実施を進めることなどを求めた。また、世界の言語は沢山あるが、英語では3つの「I」が重要だと述べ、「Implementation (実施)、

Improvement（改善）、Innovation（創造）」を強調した。今後の2週間の間で、各国政府代表は、COP会合、COP/MOP会合、SBSTA会合、SBI会合、コンタクトグループ、非公式協議、閣僚級会合を開催していくことになる。

【過去の参加者状況と今回の登録済人数】

	政府関係者	オブザーバー	メディア	合 計
COP 11（11月30日）	2,704	5,288	717	8,709
COP 10（確定値）	2,219	3,147	785	6,151
COP 9（確定値）	1,947	2,698	506	5,151
COP 8（確定値）	1,468	2,089	795	4,352
COP 7（確定値）	2,432	1,569	459	4,460

* UNFCCC事務局発表文書より作成。

* 今会合の数値は11月30日時点の登録済人数。今会合の終了後、確定値が公表される。
 (矢尾板 泰久)

2. マラケシュ合意の採択－COP/MOP 1 に提起された決定書の採択 (COP/MOP 議題3)

11月30日、COPプレナリーと連続して同じプレナリールームにおいて、COP/MOPプレナリーが開催された。京都議定書の下での柔軟メカニズムの規則およびガイドラインについて記載されたマラケシュ合意が採択された。

- ・ 11時15分 COP/MOPプレナリー開始。
- ・ 11時21分 FCCC/KP/CMP/2005/3 採択。
- ・ 11時23分 FCCC/KP/CMP/2005/3 add.1 採択。
- ・ 11時25分 FCCC/KP/CMP/2005/3 add.2 採択。
- ・ 11時27分 FCCC/KP/CMP/2005/3 add.3 採択。
- ・ 11時29分 FCCC/KP/CMP/2005/3 add.4 採択。

Document symbol	Text	Contents	Attached to COP decision
FCCC/KP/CMP/2005/3		Overview	
	A	-/CMP.1. Arrangements for the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at its first session	17/CP.9
FCCC/KP/CMP/2005/3/Add.1	B	-/CMP.1. Land use, land-use change and forestry	11/CP.7 12/CP.7 ^a 22/CP.9 ^a
	C	-/CMP.1. Good practice guidance for land use, land-use change and forestry activities under Article 3, paragraphs 3 and 4, of the Kyoto Protocol	15/CP.10
	D	-/CMP.1. Matters relating to Article 3, paragraph 14, of the Kyoto Protocol	9/CP.7
FCCC/KP/CMP/2005/3/Add.2	E	-/CMP.1. Guidelines for national systems under Article 5, paragraph 1, of the Kyoto Protocol	20/CP.7

Document symbol	Text	Contents	Attached to COP decision
FCCC/KP/CMP/2005/3/Add.3	F	-/CMP.1. Guidelines for the preparation of the information required under Article 7 of the Kyoto Protocol	22/CP.7 22/CP.8 ^a 13/CP.10 ^a
	G	-/CMP.1. Standard electronic format for reporting Kyoto Protocol units	17/CP.10
	H	-/CMP.1. Guidance for review under Article 8 of the Kyoto Protocol	23/CP.7 22/CP.8 ^a 13/CP.10 ^a
	I	-/CMP.1. Terms of service for lead reviewers	23/CP.8
	J	-/CMP.1. Issues relating to the implementation of Article 8 of the Kyoto Protocol – 1	21/CP.9
	K	-/CMP.1. Issues relating to the implementation of Article 8 of the Kyoto Protocol – 2	18/CP.10
	L	-/CMP.1. Principles, nature and scope of the mechanisms pursuant to Articles 6, 12 and 17 of the Kyoto Protocol	15/CP.7
FCCC/KP/CMP/2005/3/Add.4	M	-/CMP.1. Guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol	16/CP.7
	N	-/CMP.1. Modalities, rules and guidelines for emissions trading under Article 17 of the Kyoto Protocol	18/CP.7
	O	-/CMP.1. Modalities for the accounting of assigned amounts under Article 7, paragraph 4, of the Kyoto Protocol	19/CP.7
	P	-/CMP.1. Modalities and procedures for a clean development mechanism, as defined in Article 12 of the Kyoto Protocol	17/CP.7
	Q	-/CMP.1. Modalities and procedures for afforestation and reforestation project activities under the clean development mechanism in the first commitment period of the Kyoto Protocol	19/CP.9
	R	-/CMP.1. Simplified modalities and procedures for small-scale afforestation and reforestation project activities under the clean development mechanism in the first commitment period of the Kyoto Protocol and measures to facilitate their implementation	14/CP.10
	S	-/CMP.1. Guidance relating to the clean development mechanism	21/CP.8, 19/CP.9 and 12/CP.10

^a These COP decisions modified the original draft decision forwarded to COP/MOP 1

ディオン議長は、「京都議定書は完全に機能するだろう。これは歴史的なステップだ」と述べた。また、UNFCCC 事務局長代行のリチャード・キンリー氏は、「マラケシュ合意の採択で、京都議定書の下での排出量取引と、その他二つのメカニズム（CDM・JI）が正式に立ち上がった。炭素は市場価値を得た。CDM におけるプロジェクトへの投資は、持続可能な発展をもたらし、排出量を削減させる」と述べた。

サウジアラビアが、遵守手続きに関して、その措置に法的拘束力を持たせるため議定書の改正が必要であると主張している。多くの国は、遵守手順は COP/MOP1 の決定書で採択されるもので、遅滞なく運用を開始されるべきであり、遵守メカニズムの速やかな運用開始が議定書や CDM の実施にとり重要であると考えている。この問題はコンタクトグループでの話し合いが行われている。

(松本仁志・矢尾板泰久)

3. CDM理事会Q&A

2005年11月28日（月）13:00-15:00

CDM理事会のQ&Aセッションは、SB及びCOPで毎回設けられるイベントである。今回はNon renewable biomassが小規模CDMプロジェクトから外されたことに対する不満や、CDM理事会が提案するShare of Proceedの20セント/CER、追加性立証ツール、最近発表されたCDMマネジメントプランに関する質問が多くかった。

この1年でCERが実際に発行されたり、Validation及び登録プロジェクト数が急激に増えたりするなどCDMが大きく前進したことから、これまでにあったようなCDMプロセスへの大きい不満は聞かれなかつた。

Q 1

Non renewable biomassからrenewable biomassへの転換プロジェクトが小規模CDMプロジェクトの対象から外されたことに関してその事実関係はどうか。

A 1

EBの決定で、カーボンプールの増減に関してはCDMプロジェクトとはならないこととなつた。

Q 1'

例えば、薪はNon renewable biomassとして人々の毎日の生活に欠かせないものであり、LULUCFとは関係ない。なぜこういう解釈になるのか。EBからこのイシューをEBがCOP/MOPに上げることはできないか。

A 1'

COP/MOPへの提案は締約国であればどこでも提出することができるのうして欲しい。

Q 2

京都議定書の4条5項を適用して技術移転を促進していくことは可能か。CDMと技術移転との関係は。(David Suzuki Foundation)

A 2

技術移転とCDMとの関係を聞いているのだと思うが、これはマラケシュアコードにあるとおり、CDMプロジェクトが持続可能な発展と技術移転に貢献するということは最も好ましいことである。CDMと技術移転はお互い切り離すイシューではない。また、先進国だけではなく、国内での技術移転もCDMとなり得る。

Q 3

①Executive committeeの内容を詳しく教えて欲しい（注：このたび策定されたCDM Management Plan(CDM-MAP)の「2006年末までのCDM支援シナリオ」で、意思決

定を促進するために EB の Executive Committee の設立が提案されている)。②Share of proceed の 20 セント／1 CER についての詳細について。

A 3

①Executive committee についての詳細はまだ詰めて議論されていない。根幹にある考えとしては、CDM に関する決定を迅速に行う仕組みを作るべきであるということ。

②Share of proceed を 20 セント/CER と決めるにあたっては、いろんなシナリオを検討した。一年で 300-400 のプロジェクトをさばくとして、現在のファンディングのギャップを見て、2-3 年後に Surplus ができるように。

Q 4

①Executive committee は一般に公開されるか。

②Share of proceed を適応基金に充当するそれと異なり、CERあたりのフィーで%にしなかつたのではないか。というのも、20 セントというのは扱いにくい(tricky)な価格シグナルを市場に送るのではないか。

A 4

①Executive committee の構成や委任事項は EB のマンデートではない。COP で決めるこことであるのではっきりと答えられない。

②価格シグナルはむしろ市場から来るものであるのではないか。20 セントという提案を策定するに当たっては、先にも述べたとおりいろいろなシナリオを考えたものであり、価格シグナルを与えるものではない。

Q 5

追加性の証明が難しいため CDM プロジェクトから手を引く企業もある。IETA は EB の追加性証明ツールのオルタナティブとなるものを開発したが、これを EB に認定 (authorise) してもらえば便利になるだろう (IETA Andrei Marcu)。

A 5

EB の追加性証明ツールは強制ではない。同ツールは方法論での欠かせない部分となってきたが、柔軟性を持てる部分である。このツールを採用していない方法論もある。他方で、EB は、COP10 決定に基づき今後も引き続き当該ツールをレビューすることとなっている。EB は追加性を証明するための新しいツールの提案を歓迎する。Meth パネルに提出して欲しい。

Q 6

セクター別 CDM (セクター別の政策及びセクター別ベースライン) に関して EB の公式な見解を聞きたい (インド政府)。

A 6

セクター別の CDM については公式な見解や合意はないが、政策を CDM と見なすかどうかについては COP/MOP にそのガイダンスを求めるべくフォワードされた。他方で、セクター別ベースラインについては、今のところ EB では議論していない。関連する方法論も提出されていない。EB はベースラインといったようなトップダウンのアプローチは開発してきていない。

Q 7

L-, L+、E-、E+についての進捗、説明を聞きたい（ボリビア政府）。

A 7

L+、L-の定義を明確にするのは難しく、もうこれらについては EB でガイダンスは出さない。E+、E-については、以前ガイダンスを示しており、これが現在も適用される。

Q 8

- ①ベースラインを策定するに当たって、2国間での法的な必須事項はあるか。
- ②クレジット期間について（ブータン政府）

A 8

- ①ベースラインの策定において、2国間の協力は禁止されていない。
- ②（答えず。意図して答えるのではなく、単に忘れただけの模様。）

Q 9

方法論において既存の国等が設定した基準（スタンダード）が検討されるか（NZ 政府）。

A 9

今のところ方法論に基準の言及はない。また、EB は既存の基準をベースとした方法論の開発は行っていない。

Q 10

CDM の改善・強化について、特にファンディングの強化について、EB の見解は何か（UK 政府）。

A 10

EB では議論されていない。しかし、今回 COP/MOP に提出されている CDM-MAP にあるように、手続きの効率化、EB と事務局のキャパシティ増強などに資するべくファンディングのギャップを埋めることが必要である。

Q 11（コメント）

ビジネスコミュニティにとって、CDM の予測可能性、つまり第一約束期間後の CER の

価値について何らかの保証が必要である。

Q 12

- ①CDM プロジェクトの公平な地域的配分のために EB ができるることは何か。
- ②(質問者の具体的な経験に関して、) 方法論を提出したが通らなかった。その後 3 回目か 4 回目の再提出の際、新しい問題が指摘された。なぜ最初の提出のとき全ての問題を洗い出して指摘してくれないのか。不満がある (SouthSouthNorth)。

A 12

- ①公平な地域配分を確保するにはキャパシティビルディングが必要である。DNA のフォーラムを年 2 回開催するなどを考えている
- ②どの案件か分からぬが、もちろん方法論は効率的に審査するべきで、たいていは再提出の場合、1 回目の審査と同じメンバーが審査することになっている。しかしこの話を聞くとこれがいつも行われているとは限らないようである。プロジェクト参加者が新しい方法論を提出するに当たっての技術的指針を今開発中。これができれば不承認の新方法論の件数は減るだろう。また、Pre-assessment の基準を設定することで入れることでこうした問題は解決されるだろう。

Q 13

運輸部門の方法論の進捗状況を知りたい (コロンビア政府)。

A 13

今のところ承認された運輸部門の方法論は 1 つある。このほか、いくつかの方法論が提案されており、このうちのいくつかは検討中。今すぐ承認されるプロジェクト活動はない。検討中の方法論には 2 種類あり、一つはバイオ燃料、もう一つはモーダルシフトに関するものであり、後者はモニタリングが難しく、方法論の確立にはもう少し時間を要するだろう。小規模なら運輸部門の方法論はある。リソースが限られているのでとにかく新方法論を提出して欲しい。

Q 14

CCS の取り扱いについてどうなっているか。IPCC の SR のメッセージは、CCS は①緩和策としてとても重要になりうる、②コストが高い、というのがあり、非付属書 I 国にとって有用だと思う。(IPIECA)

A 14

Meth パネルは CCS の方法論を検討しておらず、その扱いにつき EB では合意に至らなかった。マラケシュアコードの Modalities & Procedures で CCS の扱いははっきりしないため、COP/MOP のガイダンスが必要である。

Q 15

小規模 CDM プロジェクトのバンドリングについて説明を聞きたい（南アフリカ？）。

A 15

それぞれの制限内におさまるのであれば、Type I、II、III のそれぞれ別のもの同士組み合わせることが可能。タイプは同じでカテゴリーが異なる場合など、組み合わせ方は様々ある。ベースライン、モニタリングなどバンドリングの技術的な論点に関して小規模 CDMWG は更に詰めることになっており、次回の会合で検討する。

Q 16（コメント）

Non-renewable biomass の小規模 CDM からの削除について、検討し直してほしい。この EB の決定は、途上国の開発目標の達成を妨げるものである（ネパール政府）。

Q 17

①CER の secondary transfer についての Clarification を求める。非付属書 I 国の口座から CER を付属書 I 国の非プロジェクト参加者の口座に移転できるか。

②ベースラインシナリオの同定とその算出式についての Clarification。まずベースラインシナリオをひとつに同定してから、計算式を用いて算出する、というのでよいか（Climate Experts 松尾氏）。

A 17

①CER の発行は、検証・認証プロセスを経て、プロジェクト参加者として登録された者のみに発行される。

②ベースラインに関する理解はそれで正しい。

Q 18

クレジット期間について。遡及可能なクレジットについて EB で話し合ったか（オランダ政府）。

A 18

前回の EB で Clarification を出した。吸収源 CDM には適用しないが、2005年12月末までに登録申請されたもののみ遡及してクレジットを申請できる。一方、遡及してクレジットを求めるなら登録はいつでもできる。もし締め切りを変更するとするなら、これは COP/MOP が決めるもの。

Q 19

①地域的な公平性について。特にアフリカ地域では CDM の案件が非常に少ない。キャパシティビルディングだけでは足りない。セクターCDM など他のアプローチが有効ではないか。
②適応策と CDM のリンクについて。モロッコのような国は気候変動に脆弱で、適応プロジ

エクトこそ必要とされているものであり、適応策を CDM プロジェクトとすべき（モロッコ）。

A 19

①EB はトップダウンの方法論は開発していない。プロジェクト開発者からの提出が必要。

②適応については大変興味深いが、現行の Modalities & Procedures では適応策を CDM プロジェクトとすることは認めていない。しかしこの点については留意したい。

Q 20

6 条監督委員会（JI）について。EB のこれまでの経験をもとに協力するのか。

A 20

COP/MOP の決定次第である。

その後、事務局から過去 1 年での CDM の動向について数値のデータを示しながらプレゼンテーションがあった。

（信岡 洋子）

4. KP3 条 9 項：条約の附属書 I に含まれる締約国による今後の期間での約束の検討

（COP/MOP 議題 11）

4-1 前半における交渉状況

11 月 30 日、COP/MOP プレナリーにおいて、この議題が話し合われた。先進国の多くが広範な参加を求めていたのに対して、途上国は、3 条 9 項は特に附属書 I 諸国に関連していると指摘した。ツバルは、気候変動に関する世界サミットを提案した。グリーンピースなどの環境 NGO は、「強力な対応措置」を求めた。G-77/中国は、附属書 B の改正に関する議論を開始するとの決定書草案を提出した。

David Drake（カナダ）と Alf Wills（南アフリカ）が共同議長となり、コンタクトグループ開催されることになった。

12 月 1 日、G-77/中国、EU、日本から、それぞれ CRP 文書（Conference Room Paper）を提出している。

G-77/中国の文書：<http://unfccc.int/resource/docs/2005/cmp1/eng/crp01.pdf>

：附属書 I 国の温室効果ガス排出量は増加しており、努力は不足している。

：ベルリンマンデートをベースとして、アドホック・グループを設け、COP/MOP 4（2008 年）での成果文書の採択を目指し附属書 I 国による将来約束を検討すべき。

EU の文書：<http://unfccc.int/resource/docs/2005/cmp1/eng/crp02.pdf>

：附属書 B 国の排出量は減少している。

：京都議定書は気候変動枠組条約の究極目標達成のためには全世界の努力が必要。

：第 3 条 9 項に基づく検討に関して SB24（2006 年半ば）に検討を行うために文書提出を要請。

日本の文書：<http://unfccc.int/resource/docs/2005/cmp1/eng/crp03.pdf>

- ：非附属書 I 国からの排出量は急増している。
- ：第 3 条 9 項は気候変動枠組条約の究極目標達成の一環をなすべきもの。
- ：2013 年以降の附属書 I 国の約束について踏み込んだ検討の開始。
- ：COP 12（2006 年 11 月）において、全ての締約国が参加できる実効性のある将来枠組みづくりに向けた UNFCCC による検討の開始。

共同議長により土曜のコンタクトグループ会合用の文書がまとめられる。

12 月 3 日開催のコンタクトグループの会合は、非公開での話し合いが行われている。

（矢尾板 泰久）

4-2 COP11 及びCOP/MOP 開催前の主要要人の将来枠組みに関する発言概要

米国

【11月27日 米国、ハーラン・ワトソン国務省気候変動問題上級交渉官】

出典：BBC

COP11 では、2013 年以降の気候変動の取組みに関する合意とりつけのためのカナダの動きについて強く反対する。

【11月 24 日 米国、James Connaughton 環境上級顧問】

出典：ENVIRONMENTAL NEWS NETWORK

我々は、我々の参加を要求する京都議定書の成果を描くことは出来ないと同時に、我々は我々が参加している協定（アジア太平洋パートナーシップ）などにおいて持続可能な進歩をすることが出来る。

【10月 6 日 米国、James M. Inhofe 上院議長】

出典：Point Carbon

例え、人間が地球温暖化を引き起こしていようが、そうでなくとも、京都議定書は地球温暖化を避けるために何ももたらさないだろう。

【7月 7 日 米国、ブッシュ大統領】

出典：The New York Times

米国は、国の安全保障と、経済上の安全保障から、化石燃料からの離脱を必要としている。ポスト京都では温室効果ガスを制御する技術を可能な限り共有するべく、ともに力を合わせることができる。

EU

【11月22日 EU、スタブロス・ディマス環境担当委員】

出典：PLANET ARK

我々の目標は、交渉を始めるための合意を得ることだ。米国を一員にすることは、非常に難しい。我々は途上国を一員にする解決策を見つけなくてはいけない。全ての国を適する方法を見つけるために長い議論をする必要がある。

【11月21日 英国、ブレア首相】

出典：Point Carbon

米国、インド、中国は、自分達の発展を妨げるような目標には合意しない。技術に注目する方法こそ目標を達成する道である。京都議定書の土台を壊す、もしくは京都議定書を置き換えるようなことを試みることはない。京都議定書は最も我々を助けてくれるだろう。

【11月20日 英国、マーガレット・ベケット Defra大臣】

出典：Guardian

強制的な目標で合意を得ることは出来ないであろう。強制的な国家の目標の代わりに、将来の合意はセクター別の目標を設定することになるかもしれない。

【10月24日 EU、スタブロス・ディマス環境担当委員】

出典：REUTERS

米国は問題に直面しなくてはいけない。さもなければ、米国は他の国に対して、米国の後ろに隠れて行動しない口実を与えてしまう。

【10月10日 英国、デイビッド・キング首席科学顧問】

出典：REUTERS

米国が世界的な行動を成功させることを見ることが出来ない。京都を捨てることは誤っている。京都の第二約束期間に中国とインドを参加させる最も良い方法は、両国が両国に埋蔵している石炭に大きく依存していることを認め、両国の経済成長を阻害せず、炭素隔離といった技術や代替エネルギーでの協力すること。

【10月5日 英国、マーガレット・ベケット Defra大臣】

出典：REUTERS

2013年以降の将来枠組みに関して今年合意が得られると予測すべきでない。

ロシア

【10月7日 ロシア、セルゲイ・ラヴロフ外務大臣】

出典：Point Carbon

京都議定書の下でのロシアの目標は不公平であり、より大きい排出国により寛大な目標である。（ロシアの2013年以降の交渉を優位にするための発言だとほのめかした）

カナダ

【9月12日 カナダ政府高官】

出典：REUTERS

COP11では、米国、中国、インド、オーストラリアといった国々を同じ土俵に取り入れる方法を探す。我々は、モントリオールにて、これらの国々を取り入れるといった結果を予想しない。なぜなら、ポスト京都に関する最初の議論だからである。

【9月2日 カナダ ステファン・ディオン環境大臣】

出典：canada.com

中国は2013年以降における温室効果ガス排出量の削減目標設定に合意しないだろう。彼らの主な優先事項は経済発展だ。

オーストラリア

【10月31日 オーストラリア、イアン・キャンベル環境大臣】

出典：Point Carbon

2013年以降の排出目標を議論するのは時間の無駄。ただし、効果のある地球規模の炭素市場を確立することは地球温暖化との戦いに役立つ。これには15年～20年かかるだろう。

途上国

【11月18日 インド、S.K. Joshi 環境省首席事務官】

出典：PLANET ARK

インドのような国が今後20年～25年の間、排出量にキャップをかけることはないだろう。我々は、京都議定書の要求に従って、第二約束期間の締約国に関する話し合いを歓迎する。そして、京都議定書のコミットメントを約束した国々は、進捗を証明しなくてはいけない。

【10月21日 南アフリカ、Sue van der Merwe 外務副大臣】

出典：Point Carbon

南アフリカが、Post-2012での先進国による排出削減目標の緩和を受け入れることはない。

【7月 15日 インド、IPCC議長ラジェンドラ・パチャウリ】

出典：Point Carbon

京都議定書の第一約束期間が終了する時、いかなる国際協定においてもインドの急速な経済発展のため、インドは排出量削減を約束することは引き受けられない。我々は、歴史的にこの問題に責任がない。第一歩は、歴史的に責任がある人たちによって取られる必要がある。

【6月 15日 中国、Xie Zhenhua 環境大臣】

出典：Point Carbon

中国政府は地球温暖化に影響を及ぼす排出量削減に対して行動を取るが、京都議定書第一約束期間が終了するまで、2013年以降の目標をコミットしないだろう。他の諸国が目標の実施をどう行っているかを見極めるまで、温室効果ガス排出量に関するいかなる義務も負わない。

(矢尾板 泰久)

4.3 COP11 及びCOP/MOP 開催期間中の主要要人将来枠組みに関する発言概要

【UNFCCC リチャード・キンリー事務局長代行】

出典：Point Carbon

京都議定書の後継となる合意ができるには、3年から5年はかかる可能性がある。2008年から2010年を、新しい合意が正式決定される時期だろう。国連側は、この新しい世界規模の協定に米国の参加を得るべく努力を続ける。

【米国、ハーラン・ワトソン国務省気候変動問題上級交渉官】

出典：Environment Daily

我々は、強制ではなく協力の精神で、そして真の意味でのパートナーシップに基づいて国際的な取り組みを続けていく必要がある。経済成長と国民への福祉提供という差し迫った責務を負っている発展途上国との関係においては、こうした姿勢がとりわけ重要な。

【米国、ハーラン・ワトソン国務省気候変動問題上級交渉官】

出典：BBC

2013年以降について、法的拘束力を持つ温室効果ガス排出量目標やタイムテーブルを設定する交渉に加わる意向はない。

【EU、スタブロス・ディマス環境担当委員】

出典：eupolitics

今回の会議は将来の気候変動議論の始まり、途上国に対して、先進国と同様な目標を要求するのではなく、別な参加の仕方を考える必要がある。

【英国 ブレア首相】

出典：Point Carbon

京都議定書が 2012 年に終了した後でも、拘束力のある国際的な合意がなされ、それには全ての主要経済国が含まれると信じている。カギはエネルギー問題にある。

【英国 サラ・ヘンドリー英国代表団長】

出典：Environment Daily

協議の開始を 2012 年まで先延ばしすることはできない。我々はこの問題に寛大な姿勢で取り組むつもりである。我々が着手するプロセスでは、何人たりとも排除してはならない。誰もが参加できるオープンなプロセスを模索していく。2013 年以降の体制について話し合われるだけでも、COP/MOP は成功といえるだろう。

【カナダ ステファン・ディオン環境大臣】

出典：Environment Daily

じっくり耳を傾けるつもりだ。各国の言い分を聞いて、その後で提案や可能性のある解決策を打ち出すことが、私の役目である。

【オーストラリア イアン・キャンベル環境大臣】

出典：ABC NEWS

温室効果ガス削減目標が将来の国際的な温暖化対策となることはありえない。京都議定書の子条約が生まれることはないだろう。経済成長を阻害する数値目標や期限設定は有効でなく、こうした措置に多くの国が同意することはないだろう。

(矢尾板 泰久)

5. 6 条監督委員会委員の選挙を含めた京都議定書 6 条 (JI) の実施 (COP/MOP 議題 5)

■11 月 30 日

COP/MOP はプレナリーアクションでこの議題も取り上げられた。議定書 6 条 (JI) の実施に関しては各国から様々な意見が述べられた。

EU は、JI 運用のための実際的措置について速やかに合意するよう促し、コストの適切かつ速やかな支払いを確保するとの EU の約束を強調した。

ロシア連邦は、JI 監督委員会の資金源は、附属書 I 締約国からの資金供与と JI プロジェクトの登録料にするべきだと述べた。同代表は、小規模 JI プロジェクトを定義づける必要があるとし、COP/MOP1 の決定を求めた。

中国は、G-77/中国の立場で発言し、「実際の、測定可能な」削減についての明確なガイドラインを強調した。

CDM から得られる知識の有用性を強調した締約国も数カ国あった。

Dion 議長はこの問題に対するコンタクトグループの設置を指示し、Daniela Stoytcheva (ブルガリア) を議長に指名した。Marcia Levaggi (アルゼンチン) が監督委員会のメンバーに関する協議を行うことになった。

■12月1日

翌 12 月 1 日には、コンタクトグループが開催された。Stoytcheva 議長は、JI 監督委員会に対する COP/MOP 1 のガイダンスが必要な議題項目として、

- ・ 資金調達や管理問題
- ・ CDM 方法論の活用
- ・ CDM プロジェクト設計書 (PDD) と指定運営機関(DOEs)の活用
- ・ 実施済みの JI プロジェクトのための手続き

をリストアップした。

EU は、JI を即時開始し、JI 向け DOE の信任をはじめ CDM から学ぶ教訓ができるだけ活用すべきであると強く主張した。カナダも CDM の成功・失敗に学ぶべきと主張し、ベースラインについてはマルチプロジェクトベースラインについても認められるべきと主張した。ロシアもこれらの意見を支持し、小規模 JI の簡略化についても主張した。

一方、中国は G-77/中国の立場から、CDM と JI の違いに触れ、DOEs と CDM 方法論をそのまま適用すべきではないと警告した。

Stoytcheva 議長は金曜までに決定書草案を作成すると述べた。

■12月3日

各国政府代表は、議長のCOP/MOP決定書草案を議論するため、非公式に会合した。締約国は、JI の第 2 トラックにおいて CDM の経験をどう生かすか、特に CDM の指定運営組織 (DOEs) が認定独立組織として行動することを認めるかどうか、さらに JI プロジェクトでも CDM の方法論や CDM プロジェクト設計書が利用できるようにするかどうか で、見解が分かれた。

途上国は、JI と CDM ではホスト国に違いがあり手順も異なることから、DOEs と CDM 方法論を自動的に適用することはできないと主張した。しかし、一部の先進国はこれに反対し、マラケシュ合意に則り「JI を早期に開始するよう」求めた。これら数カ国は、DOEs が JI プロジェクトの決定に利用されるのはすでに現実になっていることを強調し、CDM 方法論のいくつかは別なところでも適用可能であると指摘した。

意見の一致にはいたらず、非公式協議は翌週に持ち越された。

(松本仁志)

6. その他の機関との連携：「IPCC 二酸化炭素回収・貯留に関する特別報告書」

SBSTA 議題 10(b)

「IPCC 二酸化炭素回収・貯留（CCS）に関する特別報告書」は当初独立した議題となっていたが、アメリカの反対により、11(b)Cooperation with other conventions, scientific organizations and UN bodies に組み入れられ、当初の議題が削除されたことにより、一つずつ議題番号が繰り上がり、10(b)となった。

このCCS特別報告書に関してコンタクトグループ及びインフォーマルコンサルテーションが12月1日(木)、2日(金)、3日(土)と合計6, 7回行われ、3日(土)の午後、ドラフトコンクルージョンについて合意に至った。コンタクトグループの共同議長はWilliam Agyemang-Bonsu (ガーナ)とThomas Verheyen (EU)が務めた。

合意された内容の要点は以下のとおり。12月6日のSBSTA plenaryでも異議なく採択された。

1. SBSTA は IPCC の CCS 特別報告書を歓迎 (welcome) する。(welcome (先進国) とするか note (G77) とするか議論になった。CCS 技術に関する不確実性 (リスク) があるため G77 は note に留めたいとしたが、技術の内容ではなくこの報告書自体の受け止め方である旨先進国が説得し、後に note with appreciation と G77 が代替案を出したが、結局は welcome で決着した。)
2. SBSTA は資金に余裕があれば SBSTA24 (2006年5月) で、CCS の理解を深めるためにインセッションのワークショップを開催するよう事務局に要請する。ワークショップについて議長にレポートを用意するよう要請し、SBSTA25 で検討する。またワークショップでの発表は開催後直ちに UNFCCC のウェブサイトに掲載する。(ワークショップ開催はもともと EU の案。アメリカはその意義に当初疑問を表明していたが、後に妥協。その後は、ワークショップの目的や結果の扱いをどう述べるか、一語一句細かな議論が行われた。)
3. SBSTA は SBI を通して、GEF に CCS 技術の支援、とくにキャパシティビルディングについて GEF の戦略・目的に合致するかどうか、もしするとしたらどのようにプログラムに組み込まれるか検討するよう要請する。COP12 (2006年11月) に GEF にこの点について報告するよう要請する。(これに関するパラグラフは SBI 議題 5(d) 「GEFへの追加的指針」にフォワードされた。)

(信岡洋子)

7. HFC23 破壊の CDM プロジェクトのモントリオール議定書への含意について

SBSTA 議題 6 (b)

11月29日のプレナリーで取り上げられた後、Georg Børsting (ノルウェイ) を議長とする

コンタクトグループが設置された。インフォーマルコンサルテーションと合わせて6, 7回協議を重ね、12月5日にCOP/MOPへのドラフト決定書をAnnexとしたドラフトコンクルージョンに合意し、6日のSBSTA plenaryで異議なしで採択された。

結果として、今回の議論では詳細まで詰められず、次回へ先送りとなった。

同議題についてはSBSTA22（2005年5月、ボン）でのコンクルージョンで、各国に意見を提出すること、および事務局にこれらをとりまとめたペーパーを用意するよう要請していた（FCCC/SBSTA/2005/MISC.10及びFCCC/SBSTA/2005/INF.8）。各国のこの問題に関するポジションは前もって明確であった：

- 中国、インド（HCFC生産設備を有し新設備でのCDMプロジェクトを推進したい）、日本、カナダ（CDMプロジェクトのポテンシャルを失いたくない）は新設備でのCDMプロジェクトは認められるべきとし、
- EUはやや消極的（悪影響が懸念されることを強調、当初は新設備のCDMプロジェクトからの除外を提案）、
- 南米諸国（コロンビア、ペルー、パナマなど）はこのようなプロジェクトは環境にやさしい技術の移転を促進せず、持続可能な発展に寄与しないとして反対（これらの国にはHCFC22生産設備がない）

最初のコンタクトグループでは、それぞれの国が改めてHCFC22の新生産設備がモントリオール議定書に与える含意とあるべき取り組み方について意見を述べ、議長がCOP/MOPのこの問題への関わり方について以下の4つのオプションを提示した。

1. COP/MOPでは具体的な要件を提示せず、新設備でのプロジェクトを認めEBに方法論の承認は任せる（日本案）
2. COP/MOPはEBに新設備でのプロジェクトを認めるにあたって原則を提示
3. COP/MOPはEBに新設備でのプロジェクトを認めるにあたって具体的な要件を提示
4. COP/MOPは新設備でのプロジェクトは一切認めない

日本は譲歩しEBに指針及び原則は与えるべきとし、2-4のオプションを話し合うこととなった。また「新設備」の定義をどうするか議論が続けられた。

翌日のコンタクトグループでは、前日の議論を踏まえて作成された議長案を検討した。この内容は、新設のHCFC22生産設備におけるCDMプロジェクトがモントリオール議定書の目標達成にどのような含意があるか、またどのような条件をもって、新設備でのプロジェクトは認められるか、という詳細を含んでいたが、各国の意見が全くまとまらず、非公式会合で引き続き議論された。ここで上記オプション4はなくなった。

結局、話し合いの結果、今次会合で具体的な内容を策定するのは難しい、ということになり、議論は先送りとなった。12月5日(月)の最終的なドラフトコンクルージョンでは（SBSTA議題のため、火曜日のプレナリーに間に合うよう、月曜日が締め切りだった）新設備の定義は述べるもの、含意について”could lead to higher global production of HCC22 and/or HFC23”とし、具体的にどのような条件をつけて新設備でのCDMプロジェクトをみとめるかどうかの議論は次回へ先送りとなった。SBSTAでの議論を継続しCOP/MOP2での採択のため決定書案（draft recommendation）を用意することを目指す。6日(火)のプレナリーで異議なしで採択された。

(信岡 洋子)

8. サイドイベント

COP11及びCOP/MOP11では、各国政府代表団の交渉と併行して会場内の部屋、会場周辺のホテルなどにおいて、UNFCCC事務局・各国政府・研究機関などが主催するサイドイベントが初日から最終日まで行われている。UNFCCC事務局公認の約160件のサイドイベントが開催されており、非公認のサイドイベントも多数開催されている。なお、非公認のサイドイベントも公認のものと同様に、各国政府代表や有名な専門家などがスピーカーとして参加しており、大変有意義なものばかりである。

UNFCCC事務局が掲げる今回のサイドイベントのメインテーマは以下の四点である。

- 1) Looking further ahead
- 2) Preparing for climate change
- 3) Bringing down emissions
- 4) Harnessing the markets

【その1】

テーマ：バルト海沿岸におけるJIプロジェクトについて

主 催：NCMC (Nordic Council of Ministers)

日 時：11月28日 13:00～15:00

概 要：

<JIハンドブックの策定>

デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、アイスランド、ラトビア、リトアニア、ノルウェイ、ポーランド、ロシア、スウェーデンのバルト海沿岸諸国では、沿岸地域のエネルギー戦略策定を目的にBASRAC(Baltic Sea Region Energy Co-operation)を組織している。

豊富なエネルギー資源を持っており、JIのポテンシャルは非常に高いが、まだ各国関係者に理解不足の点がある。そこで、京都メカニズム利用ためのキャパシティビルディング、

JI としての経験をつむこと、エネルギーセクターにおける高質なプロジェクトの実施、等を目的にハンドブックを策定した。ハンドブックには、ベースライン、ベースライン方法論など JI に必要とされる一連の事項が解説されている。

<プロジェクト活動>

BASRAC の関連機関 NEFCO (Nordic Environment Finance Corporation) では TGF(Testing Ground Facility) というカーボンファンドを 2003 年に設立した。AAUs と ERUs の獲得を目的とした地域限定のもので、現在の資金規模は 15 ミリオンドル。エネルギーセクターにフォーカスして案件発掘を行っており、再生可能エネルギー（バイオマス、小規模水力発電、風力発電、地熱発電）、燃料転換、エネルギー効率、エネルギー保護が重点開発分野である。

NEFCO の Sharma 氏は、JI プロジェクトには、ファイナンスリスク、テクノロジーリスクなど様々なリスクがあるが、それらはいずれも対応可能であり、最大のリスクはデリバリーリスクであるとの認識を示した。

また、TGF の成功の鍵として以下の 5 つの C を挙げた。

- Closing project negotiations (プロジェクト交渉)
- Cultivating a project pipeline (プロジェクト情報源の開拓)
- raising Capital (資産上昇)
- cooperating with stakeholders (関係者との協力)
- communicating with stakeholders (関係者との情報交換)

<JIについて>

CDM が “up and running” であるのに対して、JI は “under developing” であるとの認識を示し、今後のルール策定において現実的で実行可能なものとなることへの期待を示した。特に CDM との違いとしてトラック 1 を挙げ、これをいかに使いやすいものにするかに JI 成功の鍵があるとの考えを述べた。

(松本 仁志)

【その 2】

テーマ：低炭素社会への移行

主 催：カナダ政府

日 時：11月 28 日 13:00～15:00

概 要：

Glen Murray (NRTEE : National Round Table on the Environment and the Economy)

NRTEE とは、カナダのマーチン首相の要請で、気候変動の長期戦略を策定している環境と経済の国内ラウンドテーブル。今月、同首相に報告書を提出した。この中で、NRTEE は、気候変動がカナダに深刻な脅威をおよぼすこと、米国と主要途上国への参加

が不可欠なこと、そして CDM の強化が必要なことを、結論として挙げ、2013 年以降の排出削減量の市場価値を明らかにすることなどいくつかの提案を行った。

カナダの場合、家庭暖房や自動車に関する個人消費が大きい。また、過去の傾向をベースにして、将来の GHG 排出量に関する四つの主要な内容がある。

- 1) 石油とガスの生産の成長と排出量の関係。
- 2) KWH 当たりの GHG 排出量。
- 3) 貨物輸送でのトラック使用の成長、また運輸部門における個人からの排出量。
- 4) 商業発展とビルの増加

* 地球温暖化関連サイトの海外記事によれば、NRTEE は、カナダに対して国連プロセスに制限しないで、クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップや G8 などのような気候変動に関する他のフォーラムにも参加するようアドバイスした。NRTEE の今回の提言は、COP11 及び COP/MOP1 において、カナダ代表団へのガイダンスとして提供されている。

Daniel Gagnier (ALCAN 社副社長：カナダのアルミニウムメーカー)

エネルギーの世界的な供給は増加しており、エネルギー供給及び経済成長とともに温室効果ガスを削減するための持続可能な開発を確実にすることが重要である。長期的な解決策は、政府・産業界・消費者が一体となった努力が求められている。Alcan 社にとって、気候変動の経済、社会、環境面での広がりに向き合うことは、企業の世界的な競争に直接関係する。既存のエネルギー資源からのベストミックスを追及することは、炭素を発生させないエネルギープロジェクトを開発することと同様に非常に重要な点である。企業には、低炭素技術への投資やエネルギー効率向上への努力が重要である。

Alcan 社では、温室効果ガスの運営プログラムを取り入れている。モニタリングと当社のインベントリに取り組み、年間の温室効果ガス削減に関するコミットを続けている。最初の 4 年間（2001 年－2004 年）の目標は、CO₂ 換算で温室効果ガス排出量 57 万 5 千トンを削減することであった。そして、同期間において、目標を大きく上回る CO₂ 換算で温室効果ガス排出量 290 万トンの削減を達成した。なお、温室効果ガス排出量を削減し、CO₂ クレジット売却による儲けを考えている訳ではなく、ステークホルダーの支持を受け、会社の向上のために取り組んでいる。

(矢尾板 泰久)

【その 3】

テーマ：クリーンエネルギー技術協力—アジア太平洋パートナーシップを迎えて

主 催：日本原子力産業会議

日 時：11 月 29 日 13:00～15:00

出席者：ハーラン・ワトソン	米国国務省地球環境問題特別代表
坂本 敏幸	経済産業省 環境政策課 地球環境対策室長
リー・リヤン	中国国家発展改革委員会 上級主査
トマス・ウェーバー	ジュピター・オキシジエン 副理事長
櫻井 徳弥	中部電力 環境・立地本部 地球環境グループ長
ビベック・クマル	インドエネルギー資源研究所 研究員

概 要：

このサイドイベントは、本年 7 月にクリーンで効率的な技術の開発・普及を通じた環境汚染、エネルギー安全保障、気候変動問題への対処を目的として米国、豪州、中国、インド、韓国、日本の 6 カ国で発足した「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ (Asia-Pacific Partnership for Clean Development and Climate)」に参加している国の関係者の中から、米国、中国、インド、日本の政府および産業界の代表がパネリストとして登壇し、これまでの具体的な取組みなどの紹介をおこなった。

<ハーラン・ワトソン氏>

米国の温暖化問題への取り組みとアジア太平洋パートナーシップの概要を紹介

米国は 1970 年比で人口が 40%増加、エネルギー使用量が 47%増加、経済が 187%増加しているにもかかわらず大気汚染は 54%減少している。また、2000 年から 2003 年では GHG 排出量が 0.8%減少している。

米国は気候変動問題を軽視しているわけではなく、経済発展とのバランスが重要と主張しているのであり、そのために「アジア太平洋パートナーシップ (APP)」に参加している。APP では、省エネ、クリーン石炭技術、天然ガス、炭素隔離、メタン回収、原子力発電、およびバイオ、水力等の再生可能エネルギー等の分野における地域協力の推進が中心となる。特にプライベートセクターが鍵であり、Public/Private の協力を重視している。

<坂本 敏幸氏>

国際協力の一例として日本と中国との鉄鋼分野での協力を紹介

日本の鉄鋼分野における単位量あたりのエネルギー消費量は世界でも最小であり、日本を 100 とした場合、概ね韓国 105、米国 120、ロシア 125、中国 130～150 である。日本は中国に対して CDQ (Coke Dry Quenching) という、生産プロセスにおける熱回収システムを技術供与しており、非常に効果を上げている。イニシャルコストは 1 件あたり 2000 ～4000 万ドルかかるが、3～5 年で回収できている。

現在は日本が 100%資金提供しているが、将来的には中国側にもいくらかの資金負担を求ることでより健全な形としたい。CDM にもなり得るプロジェクトであるし、将来のベンチマーク方式への最初のステップと考えている。

<リー・リヤン氏>

中国の現状を紹介

中国では3000万人が貧困にあいでおり、都市部と地方の貧富の差が大きい。5ヶ月が夏で5ヶ月が冬という状況で冷暖房のエネルギー消費も大きい。今後もまだまだ経済発展が必要であり、アジア太平洋パートナーシップへの期待は大きい。

供給側では石炭資源が豊富なためクリーンコール技術、需要側ではセメント、鉄鋼生産過程での省エネルギー、ビルや運輸分野での効率化などがポテンシャルとして挙げられる。原子力利用も選択の一つである。

<ビベック・クマル氏>

インドの現状を紹介

インドは現在も経済発展中である。経済発展→エネルギー消費増→GHG排出量増、というスパイラルになっている。アジア太平洋パートナーシップへの期待は大きく、エネルギー効率、LNG、CHP、メタン貯留、原子力、地熱など多くの分野でコラボレーションができそうである。また、インドの特徴として送電ロスの大きさが挙げられる。

<トーマス・ウェーバー氏>

ジュピター・オキシジエンの取組みを紹介

燃焼時に酸素を供給することで温室効果ガスの排出を超低レベルに抑える技術を所有している。97年より商用供給を開始し、セメント製造やごみ処理場、石炭発電プラントで大きな効果を発揮している。石炭発電の場合、CO₂で95%以上、Soxで99%以上削減できている。

<櫻井 徳弥氏>

電力業界の取組みを紹介

業界の取組みとして、大気中の熱を取り入れることで入力エネルギーの3~6倍のエネルギーを取り出せるヒートポンプシステムとりあげ、実用事例として、ヒートポンプ空調機やCO₂冷媒を用いた給湯器を紹介した。

また、原子力発電は現在30カ国、440プラントで運転中であり、これによるCO₂排出抑制効果は2,280M t·CO₂である。これは世界全体排出量の約10%にあたる。

(松本 仁志)

【その4】

テーマ：地域の迅速な組織体制の経験

主 催：Climate Change Central (C3)

日 時：11月29日 13:00~15:00

概要：

Elian McCoy、Simon Knight (C3)

カナダの人口は約3,200万人で温室効果ガス排出量は約731Mtである。アルバータ州の人口は約320万人（カナダ全体の約10%）で温室効果ガス排出量は221Mt（カナダ全体の約30%）である。

アルバータ州では、州内の温室効果ガス排出削減とこれに関する技術の輸出を目的として、気候変動セントラル（Climate Change Central）という組織を通じ、州内の企業と政府及び大学が協力して、地球温暖化への対処として技術発展を図っている。C3プログラムの範囲としては、エネルギー効率、省エネ、教育、援助、技術などがある。アルバータ州はEnergy Star（電気機器の省電力化プログラム・Energy Starの基準を満たすよう設計されたコンピュータやパーツにはEnergy Starのロゴマークを付けることが認められる）を推進しており、アルバータ州において1年当たり4,260tの温室効果ガスを削減した。また、国をあげてのキャンペーンである1トンチャレンジにも貢献している。教育においては、排出量取引の模擬体験や高校に太陽光発電を設置するなどの活動をしている。

Karl Michael (New York State Energy Research and Development Authority)

ニューヨークの最も難しい問題であるエネルギーと環境問題を解決するための技術革新はニューヨーク州の経済を促進させる。New York State Energy Research and Development Authorityでは、住宅・産業界におけるエネルギー効率に焦点をあてたプログラムがある。エネルギー政策の目標は、3E（エネルギー、環境、経済）の両立である。原子力発電、再生可能エネルギーからの発電、天然ガス発電、石炭発電のバランスが大事なことである。また、エネルギーの技術開発を行うベンチャー企業や研究機関にファンドの資金を投資している。また、その資金を顧客から徴収しており、kWh当たりで0.17セントの負担である。このプログラムの結果、2004年の一年間で顧客から2億ドルの税を徴収し、百万トンのCO₂排出削減、ピーク時の最大電力を860MW削減させた。また、4,200人もの持続的な雇用を可能にさせた。2009年から開始する予定の米国北東部9州が計画している温室効果ガス地域イニシアティブ(RGGI)においては、これまでのプログラムとキャップ&トレードがCO₂の取引価格を下げることになるだろう。例えば、2009年において、キャップ&トレードのみを導入した場合、トン当たり3ドルの予想に対して、他の政策を含めたパッケージでは、トン当たり1ドルとなるだろう。

* 北東部や西海岸で排出量取引が予定されているが、米国連邦政府はキャップ&トレードなど産業界に対する法的拘束力をもついかなる義務にも反対している。

(矢尾板 泰久)

【その5】

テーマ：POST-2012へのセクター別アプローチ

主 催 : Center for Clean Air Policy (CCAP)

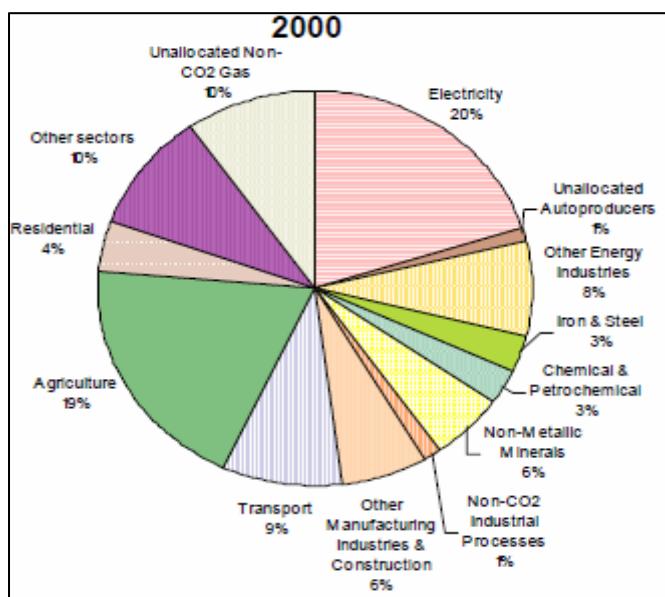
日 時 : 11月 29日 18:00~20:00

概 要 :

Jake Schmidt (CCAP) Ned Helme (CCAP)

CCAP とは、1985 年に設立された国際・国内・地方レベルでの気候政策と大気を専門とするシンクタンクであり、政策立案者を助け、環境と経済のバランスのために大気とエネルギー問題の革新的な解決を促進している。

セクター別アプローチは、2013年以降のオプションであり、主なエネルギーや産業部門のセクター別の目標を成し遂げるための自主的なコミットを含んでいる。もし、それぞれの部門において、途上国における温室効果ガス排出量の多い主要なトップ10の部門をセクター別アプローチに含めれば、途上国の温室効果ガス排出量の80%~90%がカバーされることになる。鉄鋼・セメント・電力・アルミニウム・石油・製紙・パルプなどの途上国のセクター別のボトムアップの方法は、クレジットの移転によって附属書 I 国の目標を助けることにもなる。また、セクター別アプローチは費用効果的でもある。



(非附属書 I 国の分野別温室効果ガス排出量)

セクター別アプローチは、“NO LOSE”（必ず上手くいく）目標である。そして、CDM がこのアプローチを促進させる。“NO LOSE”について、以下のプロセスになると想定している。

- 1) それぞれのセクター別でのエネルギー原単位ベンチマークの評価が交渉の出発点。
- 2) 達成可能な原単位レベルでの非附属書 I 国の約束。
- 3) 非附属書 I 国の原単位レベルでの約束を達成することが可能な附属書 I 国による資金とその他の援助の非附属書 I 国との交渉。

4) セクター別での究極的な“NO LOSE”の原単位目標は、その国の目標及び技術・資金・援助のパッケージの組み合わせからなる。パッケージは、G8スタイルでの支援も含まれる。

また、運輸部門などのセクター別アプローチも可能であろう。例えば、自動車などの乗り物の温室効果ガス基準、代替燃料の基準、石油精製の規制などが挙げられる。途上国において、自動車などが増えている現状がある。

セクター別の“NO LOSE”アプローチは、450ppmの方向へ導くために2020年までの必要とされる前進を持続させることが出来る。CDMの問題を単純化し費用効果的という惹き付ける要素を持っているアプローチである。世界規模での原単位目標を設定すれば、国際的にも広範囲なGHG削減努力への参加が得られると考える。

Adrian Fernandes (メキシコ)

セクター別の努力という自主的なアプローチは途上国にとって素晴らしいものになるだろう。CDMなどでの技術移転の促進が重要である。メキシコは石油を多く輸出している国でもあり、石油分野での技術移転も重要である。

(矢尾板 泰久)

【その 6】

テーマ：IPCC 二酸化炭素回収・貯留に関する特別報告書

主 催：IPCC/SBSTA 共催

日 時：11月 30 日（水）13：00-15：00

概 要：

同サイドイベントでは、今年9月にIPCCのWGIII会合及び全体会合で承認・受諾された「二酸化炭素回収・貯留（CCS）に関する特別報告書」の内容と意義をWGIII共同議長と執筆者が発表した¹。プレゼンテーションでは触れていなかったが、報告書にはCCSのアカウンティングへの含意が議論されている。プレゼンテーションの後、質疑応答の時間が設けられ、この点につき質問した。

Q.

アカウンティング上、CCSは排出量の削減（Emission reduction）とみなされるのか、除去（Removal）としてみなされるのか。

同報告書では、現在上記2つのどちらで取り扱われるか明確ではないと書かれている²が、

¹ プrezentationの内容についてはhttp://regserver.unfccc.int/seors/reports/events_list.html からダウンロード可能。

² 例えはテクニカルサマリーのセクション9で、“In the absence of prevailing international agreements, it is not clear whether the various forms of CO₂ capture and storage will be treated as reductions in emissions or removals from the atmosphere”とある。

IPCCの新インベントリガイドライン（2006年発行予定、CCSを対象に含む）ではどのように扱われるのか。現在の議論の状況を知りたい。

A.

IPCC WGIII 共同議長 Bert Metz：この点に関しては未解決。今後取り組まれるべき問題である。

IPCC NGGIP 共同議長平石氏：CCSをどう扱うかについてはコンテキストによって異なる。個人的な見解で答えるが、法的な観点で言うと、UNFCCCでRemovalとはシンク(Removal by sink)のみのことを指している。CCSはシンクと同じあるとは考えられない。新インベントリガイドラインは2次レビューが3週間前に終わったところ。今の段階では内容について答えられない。

この議論の背景には、最近三菱証券がCCS方法論をCDM理事会に提出したが、Methパネルでの検討がCDM理事会の指針が出るまでペンドィングにするとしたことにある。というのも、CCSは従来のCDMのModalities&Proceduresを適用できないとする見方があるからである。Modalities&Proceduresは現在Emission Reductionに適用するものと、吸収源に適用するものと2つ存在する。COP/MOP直前に行われたCDM理事会では、これに関する指針をCOP/MOPに求めるようになった。

上記の質問の含意は、もしさカウンティング上Emission reductionとして扱われるのだとすれば、既存のModalities&Proceduresが適用できるのではないか、ということである。

その他、報告後のディスカッションではリーケージに関するClarificationや、また同技術が他の緩和技術（再生可能エネルギー）の普及を妨げるものではないかといったところが多くあった。後者については、発表者の一人がCCSは化石燃料の使用をコスト高にするため、むしろ再生可能エネルギーの普及を促すものであると述べた。

（信岡洋子）

【その7】

テーマ：温室効果ガスマーケット2005

主 催：IETA (International Emissions Trading Association)

日 時：11月30日 13:00～15:00

出席者：Robert Dormau	Carbon Market Advisor
Jorund Buen	Pointcarbon
Alex Gordon	NSW（オーストラリア）
Bob Page	Transalta（カナダ）
Rich Rosenzweig	Natsource

Susanne Haefeli

DNV

山口健一郎

三菱総合研究所

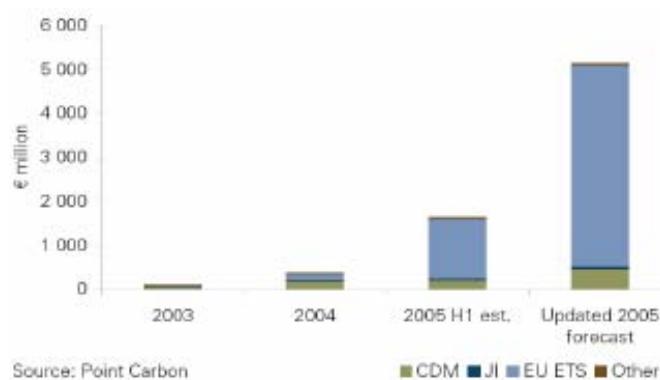
概要：

カーボンマーケットの今後の展望について、EU市場や、世界で需要と供給バランス等の観点について、専門の立場からの見解が述べられた。

<EU市場>

EUでのカーボンマーケットはEU-ETSを中心に急速に拡大している。2004年時点では9.7Mt-CO₂と見ていた市場が、2005年最初の6ヶ月で90 Mt-CO₂となり、最終的に年間250 Mt-CO₂に達すると考えている。

現在の市場価格20€/tとすると、50億€近い市場に成長することになる。



<需要と供給>

世界銀行では、BAUの場合には京都議定書目標に対して5~5.5G t-CO₂(2008-2012年)が不足すると見積もっている。様々な削減努力を行ったとしても、結果としてマーケット需要は2.5~4G t-CO₂と見込んでいる。需要に大きな影響を与える要因として、EU-ETSのphase 2の動向、日本政府の今後の政策、カナダのLEFプログラムが挙げられる。

供給側をみると、ナットソースの見立てでは、CERが150~250M t-CO₂/年、ERUが50~100M t-CO₂/年である。最大で見積もっても、年間350 M t-CO₂であり、5年トータルで1.75Gt-CO₂にしかならない。これだけでは、完全に供給不足であり売り手市場となる。ただし、AAUが市場に出てくると状況は変ってくる。

<日本の状況>

日本政府は、京都議定書目標達成のために国内対策を行なったうえでの追加策として1.6%分の京都メカニズムクレジット利用を表明している。これは、およそ20Mt-CO₂/年にあたるが、最近の排出増の状況からすると最終的には最大60 Mt-CO₂/年程度が必用と見込まれる。

官民ともこの問題への意識は高く、政府系銀行2社、電力11社、商社6社、メーカー12社、ガス会社など33社の参加で日本温室ガス削減基金（JGRF）を設立し、1.4億ドルの資金が集まっている。
(松本仁志)

【その8】

テーマ：気候変動に対する米国の取り組みの概要

主 催：米国政府

日 時：11月30日 13:00～15:00

概 要：

米国国務省

米国の気候政策は、現在と将来における科学及び技術への活動に重点を置いている。米国政府の目標は、2002年から2012年までの10年間で温室効果ガス原単位を18%削減させることである。2012年までに60以上の米国連邦プログラムが予定されており、CO₂換算で500Mt削減することを計画している。2006年度においては、気候変動プログラムとエネルギーの税制優遇で約55億ドルの予算を要求している。気候変動だけでなく、海外の発展にも重点を置いており、経済成長の促進と貧困撲滅・エネルギーセキュリティの向上・大気汚染の削減・温室効果ガスの緩和などが挙げられる。G8の活動やアジア太平洋パートナーシップなど国際的な協力も推進している。また、国際的な技術革新のパートナーシップとしては、以下のものがある。

1) メタン・パートナーシップ

⇒ 17の国と地域、2015年までにCO₂換算で50Mtのメタンガスを回収。

2) 地球観測グループ

⇒ 59の国と地域と40以上の組織、全球地球観測システムのデザインと実施。

3) 炭素隔離リーダーシップフォーラム

⇒ 21の国と地域、炭素隔離技術。

4) 水素社会国際パートナーシップ

⇒ 17の国と地域、水素の貯蔵、輸送技術や燃料電池といった需要技術の推進。

5) 第4世代原子炉

⇒ 11の国と地域、米国エネルギー省が2030年頃の実用化を目指して提唱した次世代原子炉。

6) 国際熱核融合実験炉

⇒ 6の国と地域、核融合の国際協力。

US Climate Change Science Program

Climate Change Science Program (CCSP) の任務は、地球環境を通しての知識の創造と応用である。CCSPの年間予算は20億ドルである。2006年から2008年まで、21の分析と評価のレポートを作成する予定である。詳細は<http://www.climatescience.gov/>

Stefan D.Eule（米国エネルギー省）

米国の気候変動へのアプローチは、経済成長を持続させ地球規模での参加を奨励し、市場の力と技術革新を用いる方法である。US Climate Change Technology Programは、年間で30億ドルの予算規模である。技術に関して、再生可能エネルギー、石炭のガス化、炭素隔離、エネルギー効率、水素燃料、効率的な発電所、原子力などに注目している。

FutureGen（石炭に対して純酸素を用いてガス化燃焼し、得られた水素で発電するとともに、CO₂を100%（初期は90%）分離回収して地中隔離する計画）は、オーストラリアが10年間導いてきたもので、世界で最初のゼロエミッション石炭発電所になるだろう。そして、研究開発を行っている。

米国環境保護局

米国環境保護局の樹種的なエネルギープログラムに「ENERGY STAR」、「Green Power Partnership」、「Combined Heat and Power Partnership」、「SmartWAY Transport Partnership」などがある。

【ENERGY STAR の内容】

- ・ OA機器の省エネルギー基準。この省エネルギー基準を満たした製品に「エネルギースター」の表示が認められる。
- ・ 米国の電力需要を4%削減した。
- ・ 2004年においては、2,000万トンの排出量を削減させ、エネルギー費用を100億ドル削減した。
- ・ 消費者は、40種類の製品・1,400の製造業者から15億以上の製品を購入した。

【Green Power Partnershipの内容】

- ・ グリーン電力（ソーラー、風力、水力、地熱、バイオマス、バイオガスなど、再生可能エネルギー源から生産した電力）の購入に関する政府と企業等の自主的プログラム。当該プログラムの参加企業は、電力需要の一部を、1年以内にグリーン電力に転換することを誓約し、米国環境保護局はかかる企業に対し技術支援及び認証を行う。
- ・ 600以上の企業が参加している。その結果、毎年、再生可能エネルギーからの電力を30億kWh購入している。

【Combined Heat and Power Partnershipの内容】

- ・ CHPを普及させるため技術的支援を行っている。
- ・ 2004年において、新しく1,200MW以上のCHP普及を支援した。

【SmartWAY Transport Partnershipの内容】

- ・ 燃費向上と温暖化ガス排出削減を達成する方法としての貨物部門との自主的合意であり、2004年2月から開始されている。
- ・ 2012年までに、このイニシアティブは、CO₂換算で3,300万トン～6,600万トンの排出量削減を目指している。
- ・ 一年間で、20万トンのNO_xの排出量削減を目指している。

(矢尾板 泰久)

【その 9】

テーマ : CDM 改革

主 催 : HWWA (Hamburg Institute of International Economics)

日 時 : 11月 30 日 18:00～20:00

概 要 :

CDM の改革案がコンサルや実施者の立場から述べられた。

<CDM 改革案>

1、登録期間の短縮

-8週間の申請期間の半減

2、理事会改革

-人的、資金的強化

3、キャパシティビルディング (排出量増加国)

4、移転コストの低減

5、エネルギー効率と輸送分野の方法論への政府支援

6、追加性の簡素化

-銀行金利より低いIRRには追加性認める

-同一セクターでの資金回収期間より長いものは追加性認める

7、2012年以降のクレジット価値への各国でのコミット

-EU-ETS、カナダなど実施済み

8、2012年以降 CER の第1約束期間への適用

(松本 仁志)

【その 10】

テーマ : AAU 取引と GIS (Green Investment Schemes)

主 催 : IETA (International Emissions Trading Association)

日 時 : 12月 1 日 13:00～15:00

概 要 :

AAU クレジットの買い手と売り手それぞれの立場から、AAU 取引、GIS についての考え方方が述べられた。

<カナダ>

カナダ政府は、2国間政府交渉により AAU を購入する方針を打ち出している。ただし、「ホットエア」を購入することは受け入れがたく、購入する AAU は greening AAU に限るというものである。

greening AAU とは、AAU 購入に支払った代金が相手国側で何らかの排出削減に結びつく担保がとれているものである（筆者注：GIS と同等の概念である）。

greening AAU についても以下の分類を行っている。

Hard greening AAU：プロジェクトベースで直接的に排出削減量の把握ができる

Soft greening AAU：相手国のキャパシティビルディングなど直接的には排出削減量を把握できないが、間接的に寄与することができるもの

Greening 購入のメリットとしては、以下のようなホスト国への持続可能なエネルギー使用への長期的な変革を援助することとしている。

- ・ エネルギーセクター変革、エネルギー効率などの政策変更
- ・ クリーン技術への投資
- ・ 交通システムなどこれまで難しかった分野への対応

フロアから、カナダ政府として greening AAU 購入予定量に関する質問が出たが、国内総排出量の行方や、CERs、ERUs 量との兼ね合いとのことで明確な回答はなされなかつた。

<ロシア>

ロシアのプライベートカーボンファンドでは、JI プロジェクト発掘を行っており、既にパイプラインを中心に 65 プロジェクト、100Mt-CO₂ 以上のポテンシャルを持つ。

ロシアは AAU 供給量として、1,000Mt-CO₂ のポテンシャルを持っている。政府としては、現時点では以下のような様々なオプションを描いている。

- ① JI（おそらくトラック II）形式での AAU 取引
- ② GIS
- ③ 政府間による AAU 取引
- ④ 国内排出権取引（domestic ET）

しかし、実現は難しいものが多く、以下の理由から実際には、JI の形式を取った AAU 取引になる可能性が高いとの認識を示した。

- ・ AAU 直接取引には法整備が必要となる
- ・ 約束期間まで 2 年を残すのみ
- ・ 政府間での AAU 取引を公式の立場では推奨していない
- ・ 国内 ETS 市場設立には時間がかかる

(松本 仁志)

【その 11】

テーマ：エネルギー効率測定

主 催：UNDP (United Nations Development Programme)

日 時：12月 2 日 13：00～15：00

概 要：

各国における、エネルギー効率改善による GHG 削減ポテンシャルが示された。

<S&L (Standards and labeling) について>

54カ国で S&L を採用している。EU では冷蔵庫の場合効率で 800%の開きがあるが、これにより、高効率側に全体的にヒストグラムがシフトしてきている。

EU 全体では、S&L 採用により 2020 年に電力デマンドで 12.5%、GHG 排出量で 209Mt/CO₂・年の削減ポテンシャルがある。

<インド>

冷蔵庫、エアコン、モーター、変電設備の 4 アイテムで電力使用量の 22 %を占めている。これらを省エネの重点項目として対策を打っており、2020 年までに 2.5%の削減を目指しており、実現した場合 538 Mt/CO₂ の削減効果がある。これは NPV とすると 55 億 US ドルとなる。

<チュニジア>

電力使用量は年々増加している。83年に 430GWh だったものが、2003年に 2,5000GWh、2010 年に 4,000GWh、2020 年に 7,200GWh と年 8.5%程度の増加率を見込んでいる。

内訳は、冷蔵庫 41%、照明 22%、TV18%、加熱 7 %でありこれら 4 種で電力使用のほとんどを占める。特に冷蔵庫は先進国に比べて効率の低いものを使用しており、ポテンシャルは大きい。1500 万ドルの予算で省エネ対策を進めており、3.4 Mt/CO₂ の削減効果を見込んでいる。

(松本仁志)

【その 12】

テーマ：気候変動に対する長期間にわたる政策

主 催：ICC (International Chamber of Commerce)

日 時：12月 2 日 18：00～19：30

概 要：

京都議定書以降を踏まえた、長期的な政策について ICC の考えが示された。

<ICC (International Chamber of Commerce) について>

140 カ国、7500 もの中小企業から多国籍企業まで大小さまざまな企業が参加している。NGO としてこれまで UNFCCC 会議には参加し、ビジネス界・工業界の専門家としてこれまで様々な提言を行ってきた。

<現状認識>

経済成長と生活レベル向上のためには、世界的なエネルギー需要は今後も高まっていく一方で、環境と温室効果ガスへの長期的な取組みも必要とされている。発展と地球環境の両立には、エネルギー技術の革新が必要であることは言うまでもなく、官民でその取組みは始まっている。

IET では、今後 30 年間でエネルギー、電力、道路、鉄道、パイプライン、船舶への投資は 16 兆ドルに上ると試算している。これらの使い方は今後に大きな影響を与える。

<提言>

これまで気候変動への政策は、京都議定書に代表されるように短期間ににおける排出量制限のものが多かった。しかし、これではエネルギー利用に関わる技術革新やインフラ投資など長期間にわたる改革や投資を呼び込むことができない。政府及び政策担当者は、長期間にわたるチャレンジでの合意と実行に力を注ぐべきである。また、それは義務的なものではなくあくまで自主的なものであることが望まれる。その点では、先の G8 での議論やアジア太平洋パートナーシップのような試みを歓迎する。

<質疑>

(フロア)

なぜ、自主的な目標設定が望まれるのか

(トヨタ 篠之内氏)

自主的な目標にした方が、企業はよりチャレンジングな目標をたてることができ、結果として大きな成果を上げることができる。(義務的なものが導入されると企業はその達成のみに力を注ぐことになる)

(松本 仁志)

以上